

幕張テクノガーデン駐車場管理規程

株式会社 幕張テクノガーデン

幕張テクノガーデン駐車場管理規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本駐車場の名称は幕張テクノガーデン駐車場（以下「駐車場」という。）とする。

(管理者)

第2条 駐車場の管理者は次のとおりとする。

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
名称 株式会社幕張テクノガーデン

(定期駐車利用者・時間駐車利用者)

第3条 管理者と駐車場利用契約を締結し定期的に駐車場を利用する者を定期駐車利用者、時間で駐車場を利用する者を時間駐車利用者という。

(供用時間)

第4条 供用時間は24時間年中無休とする。

ただし、メッセモール側地下駐車場進入路は次の時間閉鎖する。

平日・・・午後6時より翌日午前7時まで
土・日曜日、祝祭日、年末年始・・・終日
電気法定点検日（2月第2日曜日）・・・終日

(供用休止)

第5条 次の各号の一に該当する場合、管理者は駐車場の全部、または一部の供用を休止しもしくは駐車車両の待避等を行うことができる。

- (1) 天変地異による災害、浸水、爆発、施設もしくは器物の損傷その他これらに準ずる事故が発生し、または発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 保安、衛生上営業の継続が適当でないと認められるとき。
- (3) 駐車場の補修工事、消毒等を行うために特に必要があると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、管理上緊急の措置をとる必要があると認められるとき。

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車できる車両は次のとおりとする。

ただし、一部に屋外駐車場については、管理者の許可を得た場合に限り、次の基準を超えた

車両についても駐車させることができる。

(1) 平面駐車場

- 高さ ----- 2. 1メートル以内
- 幅 ----- 2. 2メートル以内 (サイドミラーを含む)
- 長さ ----- 5. 5メートル以内
- 重量 ----- 積載量2トン以内

(2) 二段駐車場

- 高さ ----- 1. 5.5メートル以内
 - 幅 ----- 1. 7.5メートル以内 (サイドミラーを含む)
 - 長さ ----- 4. 7メートル以内
 - 重量 ----- 車両重量1.5トン以内
- なお、二段駐車場の上段の利用は乗用車のみとする。

第2章 駐車料金

(駐車料金)

第7条 駐車料金は別表に表示のとおりとする。

(定期券の発行)

第8条 定期利用者は管理者との間において駐車場利用契約を締結し、管理者は定期駐車利用者に対し、定期契約車証を交付する。

なお、地下駐車場および一部の地上駐車場の定期駐車利用者に対しては、定期券（パスカード）を合わせて交付する。

- 2. 定期券を万一紛失したときは、ただちに管理者に書面により届け出、再発行の手続きをとらなければならない。
- 3. 前項の場合、および破損、汚損等のため定期券を再発行するときは、再発行手数料として実費相当額を利用者が負担する。

(二段駐車場設備の操作鍵の発行)

第9条 前条第1項利用者で二段駐車場設備利用者に対しては、操作鍵を交付する。

- 2. 操作鍵を万一紛失したときは、ただちに管理者に書面により届け出、再発行の手続きをとらなければならない。
- 3. 前項の場合、および破損等のため操作鍵を再発行するときは、再発行手数料として実費相当額を利用者が負担する。

第3章 利用

(地下駐車場の入出場方法)

第10条 地下駐車場に入場するときは、定期駐車利用者は定期券をカードリーダーにかざし、時間駐車利用者は入口において駐車券を駐車券発行機より抜き取り、遮断機が上昇した後入場する。

2. 地下駐車場から利用者が出場するときは、次の各号によるものとする。

(1) 時間駐車利用者は出口料金所において入場の際抜き取った駐車券を支払機に挿入し、所定の駐車料金を支払った後出場する。

(2) 定期駐車利用者は出口料金所においてカードリーダーにかざし、出場するものとする。

(定期契約車証の掲示)

第11条 定期駐車利用者は場内駐車中、外部から確認可能な場所に定期契約車証を掲示しなければならない。

(駐車位置の変更)

第12条 管理者は駐車場の管理上、必要のある場合は駐車位置を変更することができる。

(二段駐車設備の操作および設備の故障・修理)

第13条 二段駐車設備の操作は当該設備の利用者自身が行うものとする。

2. 操作ボックス蓋に取付けの操作鍵受錠（シリンダー）を利用者の不注意により万一破損等したときは、ただちに管理者に書面により届け出、修理の手続きをとらなければならない。また、この修理についてはその費用である実費相当額を利用者が負担する。

(駐車場内の運行)

第14条 利用者は駐車場内の車両運行について、道路交通関係法令の定めのほか次の各号を守らなければならない。

(1) 走行速度は毎時8キロメートル以下で徐行し、入出場の安全を十分に確認するとともに、過剰な排気ガスの防止に努めること。

(2) 追い越しをしないこと。

(3) 駐車位置を離れる車両を優先すること。

(4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 標識、信号機の表示、または係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第15条 利用者およびその関係者（同乗者も含む）は、駐車場内において次の各号を守らなければならない。

- (1) 場内での喫煙、および火気の使用は行わないこと。
- (2) 車両は白線内に正しく駐車すること。
- (3) 所定場所以外での荷物の積み卸しは行わないこと。
- (4) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (5) 場内において飲酒、賭事および喧騒等風紀を乱す行為をしないこと。
- (6) 場内において宿泊しないこと。
- (7) 場内では、エンジンを必ず停止し、離れるときは窓を閉め、扉、トランクは施錠し、車内に貴重品その他物品は留置しないこと。
- (8) 場内の施設、器物、他の車両およびその取付物等に損傷を与えたとき、またはその他の事故が発生したときは、直ちに管理者に届け出ること。
- (9) 洗車は洗車場以外では行わないこと。
- (10) その他駐車場の業務または他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか管理者の指示に従うこと。

(遵守事項の掲示)

第 16 条 管理者は遵守事項その他必要な事項を場内の見やすい場所に掲示する。

(駐車拒絶等)

第 17 条 管理者は、駐車場が満車であるときは駐車受付を停止するほか、次の各号の一に該当する場合は駐車を拒絶し、または車両を退去させることができる。

- (1) 本駐車場管理規程を守らなかったとき。
- (2) 駐車場の施設もしくは器物または他の車両およびその積載物を滅失し、棄損し、または汚損するおそれがあるとき。
- (3) 引火物、爆発物その他の危険物を積載し、または取り付けているとき。
- (4) 著しい騒音、臭気を発するとき、またはそのおそれがあるとき。
- (5) 非衛生的なものを積載もしくは取り付けているとき、または液汁を出し、あるいは積載物が荷崩れするおそれがあるとき。
- (6) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(出庫拒否)

第 18 条 管理者は次の各号の一に該当する場合は、駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が正当な駐車料金を納付しないとき、または定期券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第 19 条 管理者は場内において事故が発生し、またはそのおそれがあるときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

(駐車位置の清掃)

第 20 条 管理者は、管理者の負担により定期駐車利用者の駐車位置の清掃を行うが、利用者の車両故障等（利用者の責任）によるオイル漏れ等から、著しい汚れ等が発生し清掃が必要と認められたときには、清掃を実施することを事前に利用者に通知し、清掃のうえその費用を利用者に請求するものとする。

第 4 章 保管責任および損害賠償等

(保管責任)

第 21 条 地上駐車場については各定期駐車利用者が車両の保管責任を負うものとし、管理者はその保管責任を負わない。

2. 地下駐車場については管理者は時間駐車利用者が駐車券を抜き取ったときから駐車券を回収するときまで、また定期駐車利用者が入口ゲート横を通過したときから出口料金所で定期券を提示したときまで車両の保管責任を負う。

(禁止事項)

第 22 条 時間駐車利用者は、管理者が特に必要であると認めた場合を除いて同一車両を引き続き 3 日間を越えて駐車させてはならない。

2. 管理者は 3 日間を越えて駐車している時間駐車利用者の車両について、駐車位置の変更および所有者への引き取り等、必要な措置を講ずるものとする。

3. 前項の場合、通常の駐車料金のほかに引き取りのあった時点まで、1 時間につき金 200 円の違約金を徴収することができる。

(損害の賠償)

第 23 条 管理者は、地下駐車場に駐車中の車両の保管にあたり、善良な管理者としての注意義務を怠ったと認められる場合を除いては、その車両の滅失または損傷について利用者に対し損害を賠償する責を負わない。

2. 二段駐車設備の誤操作による損害については、管理者はその賠償の責を負わない。

3. 利用者および関係者（同乗者を含む）は故意または過失により、この駐車場の諸設備および他の車両等に損害を与えたときは、直ちにこの損害を管理者および他の被害者に賠償しなければならない。

4. 管理者はこの駐車場に駐車する車両内に残置された貴重品、その他の物品に関する損害についてはその賠償の責を負わない。

5. 管理者は第 5 条の供用休止によって派生した利用者の損害については賠償しない。

(遺失物の取扱)

第 24 条 駐車場内における遺失物の扱いは遺失物法の定めにより処理する。

第 5 章 雑 則

(この規程に定めのない事項)

第 25 条 この規程に定めのない事項については、法令の規定および慣行に従って当事者は誠意をもって協議し処理する。

(規程の発効)

第 26 条 この規程は 1990 年 4 月 1 日から発効する。

(末尾参考事項)

改定経緯

- (1) 1997 年 6 月 24 日改定：第 2 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 20 条
- (2) 2017 年 4 月 1 日改定：第 2 条、第 4 条、第 8 条、第 10 条、第 25 条 (削除)
- (3) 2018 年 4 月 1 日改定：第 4 条